

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
殿

警察庁 丁 暴 発 第 3 2 5 号  
令 和 2 年 1 0 月 2 9 日  
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部  
暴力団対策課 長

### 国税の不動産公売等からの暴力団排除の推進について（通達）

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）により改正された国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「法」という。）において、国税の不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置に関する条項が整備され、令和3年1月1日に施行されることに伴い、国税庁と協議の上、別添1のとおり確認書を取り交わし、同日から下記のとおり運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

### 記

#### 第1 買受け防止措置

##### 1 暴力団員等に該当しないこと等の陳述（法第99条の2、第184条等関係）

公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、税務署又は国税局若しくは沖縄国税事務所（以下「税務署等」という。）の長（以下「税務署長等」という。）に対し、次のいずれにも該当しない旨を陳述しなければ、入札等をすることができないとされた（随意契約により買受人となるべき者についても同規定を準用）。

- (1) 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

##### 2 調査の囑託（法第106条の2、第184条等関係）

税務署長等は、次に掲げる者が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を税務署等の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならないとされた（随意契約により買受人となるべき者についても同規定を準用）。

- (1) 公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員。以下同じ。）

(2) 自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下同じ。）

### 3 公売実施の適正化のための措置（法第108条、第184条等関係）

税務署長等は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者（以下単に「最高価申込者等」という。）が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。とされた。

(1) 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であった者を含む。以下同じ。）

(2) 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）

## 第2 調査の嘱託に対する回答

### 1 調査の嘱託

法第106条の2に基づく調査の嘱託は、税務署長等から当該税務署等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、当該調査の対象である最高価申込者等（以下「調査対象者」という。）に係る一覧表が添付された嘱託書（確認書別記様式第1号）及び電磁的記録媒体（以下「嘱託書等」という。）により行われる。

調査の嘱託は、原則として、手交により行われることとなるが、嘱託書等を郵送により受けた場合は、暴力団対策主管課長等は、遅滞なく税務署長等に対し、收受した旨の連絡をすること。

なお、法第182条により、不動産公売等の滞納処分の執行の大半は、全国の税務署長から別添2「国税局等一覧表」に記載する全国11か所の国税局長又は沖縄国税事務所長に引き継がれ実施されることから、国税局又は沖縄国税事務所の所在地を管轄する全国12都道府県の暴力団対策主管課長等が調査の嘱託に対応することとなる。ただし、税務署長が、国税局長又は沖縄国税事務所長に滞納処分を引き継ぐことなく不動産公売等を実施する場合は、当該税務署の所在地を管轄する暴力団対策主管課長等が調査の嘱託に対応することとなる。

### 2 暴力団員等該当性の回答

#### (1) 回答書の様式等

調査を嘱託された暴力団対策主管課長等は、原則として、嘱託書に記載された回答期限までに、回答書（確認書別記様式第2号）により嘱託書ごとに速やかに回答すること。ただし、補充調査に日数を要する場合のほか、諸般の事情により回答期限までに回答することができない場合は、その旨を連絡した上で、後日回答するこ

と。

なお、嘱託書に調査対象者が複数ある場合において、そのうち一部の調査対象者について回答期限までに回答することができないときは、分離して回答することなく、全ての調査対象者が回答できる段階で回答すること。

## (2) 授受要領

回答書及び電磁的記録媒体（以下「回答書等」という。）の授受は、原則として、手交により行うこと。

なお、書留郵便により送付する場合は、嘱託書等に同封された返信用の封筒（返信用の郵券が貼付されたもの又は料金後納郵便の印が押されたもの。）を使用すること。

## (3) 税務署等への連絡

回答書等の授受を手交により行う場合は、回答の準備が整った時点で、回答書等の授受が可能である旨の連絡をすることとし、書留郵便による送付により行う場合は、発送前に発送する旨の連絡をすること。

また、回答期限までに回答することができない場合は、予め税務署等に対し、当該嘱託書に係る回答が遅延する旨及び回答時期の目途について連絡をすることとするが、更に、売却決定期日を越えた回答となる場合には、回答予定日を確実に連絡すること。

## 第3 留意事項

### 1 適切な保護措置等

税務署等の担当者から相談等を受理した場合には、適切な指導、助言等を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講ずること。

### 2 事件化の検討

法第189条では、虚偽陳述に対する罰則規定が設けられていることから、これらに該当する事実を把握したときは、積極的に事件化を検討すること。

確 認 書

警察庁丁暴発第 324 号  
徴 徴 4 — 2 4  
令和 2 年 10 月 29 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
山浦 親一  
国税庁徴収部徴収課長  
黒澤 伸

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に規定する国税の不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置に関し、令和 3 年 1 月 1 日以降下記のとおり運用が図られることについて確認する。

記

1 調査の囑託

税務署又は国税局若しくは沖縄国税事務所（以下「税務署等」という。）の長（以下「税務署長等」という。）は、次の(1)に掲げる調査対象者が(2)に掲げる排除対象者に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、囑託書（別記様式第 1 号）及び電磁的記録媒体（以下「囑託書等」という。）により、原則として、公売期日等の翌営業日から起算して 14 日を経過した日の回答期限を指定し、囑託するものとする。

(1) 調査対象者

- ア 公売不動産の最高価申込者
- イ 公売不動産の次順位買受申込者
- ウ 随意契約により売却する不動産の買受人となるべき者
- エ 自己の計算において上記アからウまでの者に当該公売不動産等の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産等の入札等をさせた者
- オ 上記アからエまでの者が法人である場合は、その役員

(2) 排除対象者（暴力団員等）

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。以下同じ。）
- イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

2 調査の回答

暴力団対策主管課長等は、囑託書等を受理したときは、調査の上、税務署長等に対し、原則として、囑託書に記載された回答期限までに、回答書（別記様式第 2 号）により、囑託書ごとに速やかに回答するものとする。

なお、回答に当たっては、税務署長等に対し、回答書等の授受が可能である旨を連絡するほ

か、回答期限までに回答することができない場合は、回答が遅延する旨及び回答時期の目途を回答期限までに連絡するものとする。

### 3 調査の囑託・回答に関する留意事項

(1) 税務署長等と暴力団対策主管課長等との間の書類及び電磁的記録媒体の送付については、手交で行うものとする。

ただし、暴力団対策主管課長等の所在地と税務署長等の所在地が遠隔地であるなど、手交により難しいと認められる特段の事情がある場合には、両者の間で協議の上、書留郵便による送付をもって行うことができるものとする。この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達防止、漏えい防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(2) 別記様式第1号及び第2号については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

(3) 電磁的記録媒体については、調査対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別紙）により記録したCD-R等により囑託するものとする。

(4) 暴力団対策主管課長等及び税務署長等は、本確認書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

**別記様式、別記様式別紙は省略**

## 国税局等一覧表

名称	所在地	管轄区域
札幌国税局	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	北海道
仙台国税局	仙台市青葉区本町3丁目3番 1号 仙台合同庁舎A棟	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東信越国税局	さいたま市中央区新都心1番 地1 さいたま新都心合同庁 舎1号館	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、長野県
東京国税局	中央区築地5丁目3番1号	千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県
金沢国税局	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	富山県、石川県、福井県
名古屋国税局	名古屋市中区三の丸3丁目3 番2号 名古屋国税総合庁舎	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
大阪国税局	大阪市中央区大手前1丁目5 番63号 大阪合同庁舎第 3号館	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
広島国税局	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
高松国税局	高松市天神前2番10号 高松 国税総合庁舎	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
福岡国税局	福岡市博多区博多駅東2丁目 11番1号 福岡合同庁舎	福岡県、佐賀県、長崎県
熊本国税局	熊本市西区春日2丁目10番1 号 熊本地方合同庁舎B棟	熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄国税事務所	那覇市旭町9番地 沖縄国税 総合庁舎	沖縄県